

～地方公会計制度とは～ 標準的な基準による財務書類 (抜粋)

2021年（令和3年）12月22日
兵庫県神崎郡神河町

I 地方公会計とは

地方公共団体における予算・決算に係る会計制度では、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、歳入・歳出による現金収支の会計（単式簿記・現金主義）が採用されています。

一方、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図る観点から、現金収支では把握できないストック情報（資産・負債）や、見えにくいコスト情報（減価償却費等）を住民や議会等に説明するために、予算・決算に係る会計制度を補完するものとして、複式簿記・発生主義による会計（地方公会計）の導入が重要となります。

総務省では、地方公会計制度の導入の検討を進め、平成26年4月に、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する「統一的な基準」が「今後の地方公会計の推進に関する研究会報告書」において示されました。また、平成27年1月には「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が通知され、一部事務組合・広域連合を含む全ての地方公共団体に、原則として平成29年度までに、統一的な基準による財務書類を作成することが要請されています。

公会計の意義

1. 目的

- ① 説明責任の履行
住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示
- ② 財政の効率化・適正化
財政運営や政策形成を行う上で基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容（財務書類の整備）

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補 完

発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総合的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

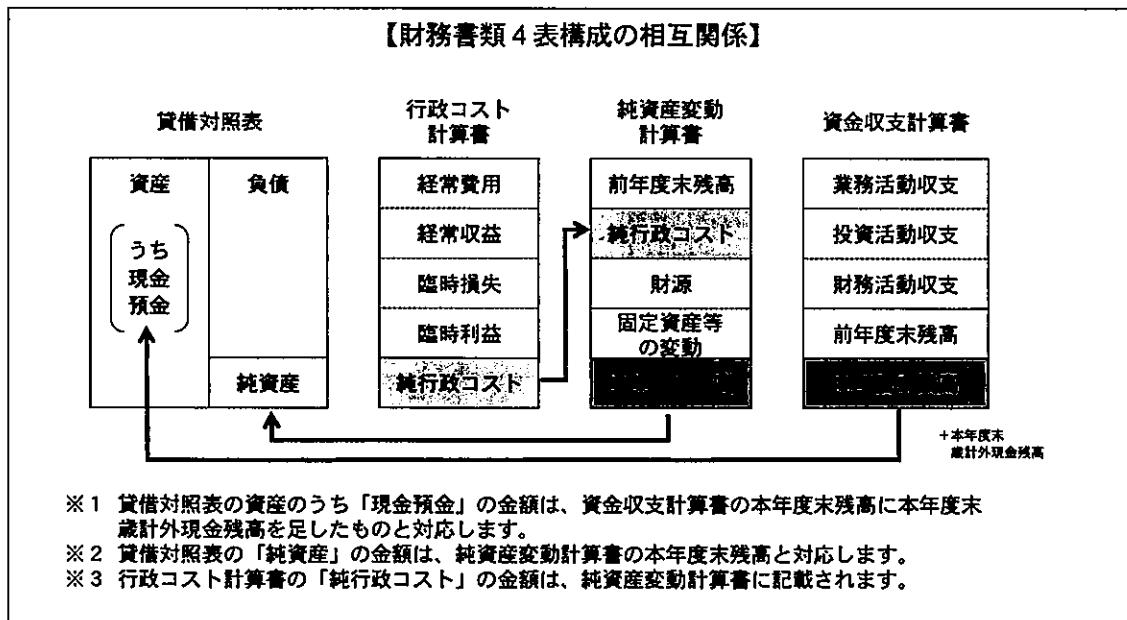
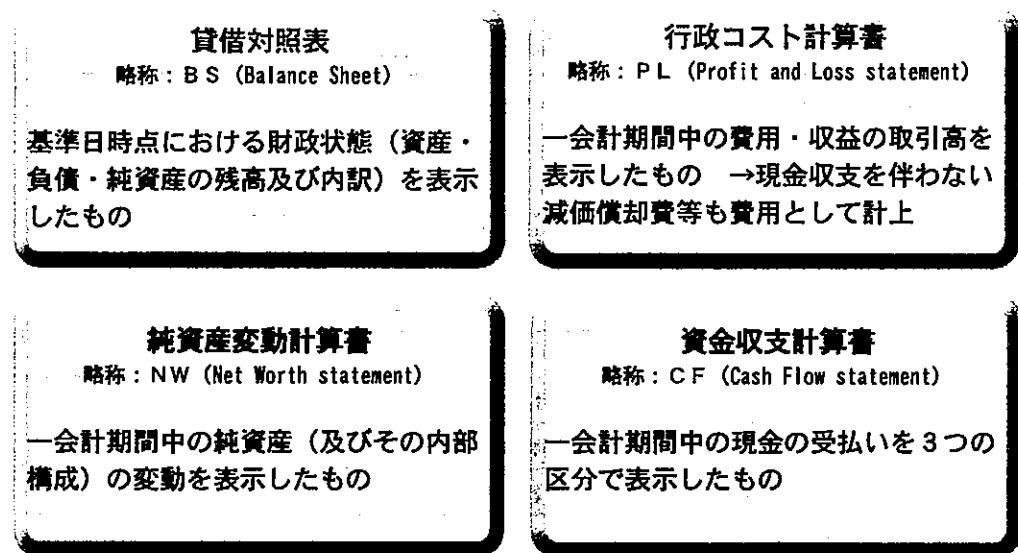
- | | |
|-----------|---------------|
| 地方公会計 | 企業公会計 |
| ・貸借対照表 | ・貸借対照表 |
| ・行政コスト計算書 | ・損益計算書 |
| ・純資産変動計算書 | ・株主資本等変動計算書 |
| ・資金収支計算書 | ・キャッシュ・フロー計算書 |

3. 財務書類整備の効果

- ① 資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握
資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）の明示
- ② 発生主義による正確な行政コストの把握
見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金など各種引当金）の明示
- ③ 公共施設マネジメント等への活用
固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

II 地方公会計による財務書類の概要

「統一的な基準」による財務書類は、以下の4表で構成され、相互に関連しています。



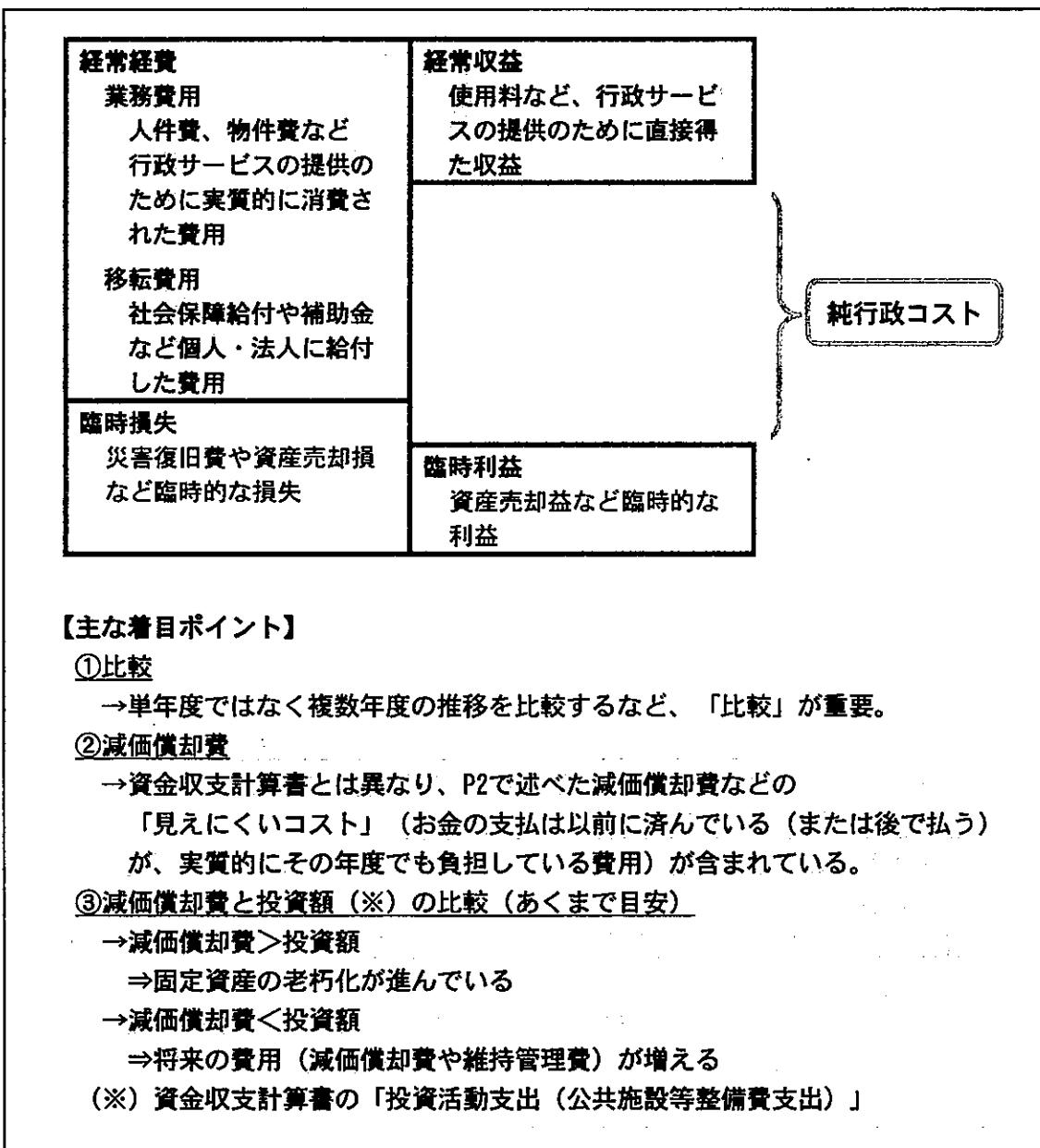
町の本体である「一般会計等」を基礎とした「一般会計等財務書類」、それに地方公営事業会計を含めた町全体の「全体財務書類」、さらに関連団体を含めてひとつの行政サービス実施主体としてとらえた「連結財務書類」の3つです。

連結対象の関連団体は、本町と連携協力して行政サービスを実施している団体か否かで判断しており、また、出資の割合や経費負担割合に応じて全部連結、比例連結のいずれかの方法により連結しています。

IV 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、「1年間の行政サービスの提供に、実質的にどのくらいの費用（コスト）がかかっているか」を表す表です。

企業会計でいう損益計算書に該当しますが、行政コスト計算書では、施設の使用料等、直接の対価となる収入のみが計上され、税金や国県等からの補助金は純資産変動計算書に計上されるため、通常の地方公共団体は費用が収益を上回る結果となります。



VI 資金収支計算書

資金収支計算書は、1年間の現金の動きを3つの活動別に区分した表です。

業務活動収支 通常の行政サービスにかかった現金の収支	通常はプラスになる
投資活動収支 固定資産の取得などの投資にかかった現金の収支	通常はマイナスになる
財務活動収支 地方債（借金）やその返済など、主として投資をするために調達・返済した現金の収支	プラス、マイナスどちらもあり得る

【主な着目ポイント】

- ①業務活動収支がプラスか**
→通常はプラスになる（仮にマイナスの場合は要注意）。
- ②業務活動収支+投資活動収支がプラスかマイナスか**
→一般的には、業務活動収支+投資活動収支（=フリーキャッシュフロー）がプラス、財務活動収支がマイナス（フリーキャッシュフローで借金の返済を進める）が理想的。
ただし、必ずしも毎年そうである必要はなく、複数年度で傾向を見ることが大切。
- ③現金預金残高の規模、前年度末から増えているか減っているか**
→今後も安定継続してサービスを提供し続けるために十分な資金があるか。

勘定科目	内 容
投資その他の資産	
投資及び出資金	
有価証券	・満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券(国債、上場会社株式他)
出資金	・関連団体への出資・出損金(関連団体株式は出資金に計上)
その他	・市町村の場合、公営企業に対する出資金(公営企業側で繰入資本金として処理しているもの)
投資損失引当金	・連結対象団体(会計)への出資金の実質価額が相当程度下落した時に計上
長期延滞債権	・滞納繰越調整収入未済額
長期貸付金	・貸付金のうち、翌々年度以降期限到来分
基金	
減債基金	・減債基金
その他	・基金のうち、減債基金、財政調整基金以外
その他	・上記以外の投資その他の資産
徴収不能引当金	・債権の種類に応じて、過去5年間の不納欠損処理実績率の平均値により計算、または個別に回収可能性を判断
流動資産	
現金預金	・歳計現金と歳計外現金
未収金	・現年調整現年収入未済額
短期貸付金	・貸付金のうち、翌年度回収期限到来分
基金	
財政調整基金	・財政調整基金
減債基金	・減債基金のうち、歳計剩余金処分により積み立てたもの等特定の地方債との組付けがないもの、翌年度償還予定地方債への取崩予定期額
棚卸資産	・商品、製品など販売可能な資産(販売用の土地を含む)
その他	・上記以外の流動資産
徴収不能引当金	・債権の種類に応じて、過去5年間の不納欠損処理実績率の平均値により計算、または個別に回収可能性を判断
負債・純資産合計	
負債合計	
固定負債	
地方債	・地方債のうち翌々年度以降期限到来分
長期未払金	・債務負担行為の物品の購入等に係る額で、既に納品や役務提供等があったもののうち、翌々年度以降支払期限到来分
退職手当引当金	・退職手当債務ー[(退職手当組合への負担金累計ー退職手当組合の給付金累計)十退職手当組合の運用益累計]
損失補償等引当金	・履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額
その他	・リース債務のうち翌々年度以降支払期限到来分、長期預り金(歳計外現金の相手科目である住宅入居敷金他)
流動負債	
1年内償還予定地方債	・地方債のうち翌年度償還期限到来分
未払金	・長期未払金のうち翌年度支払期限到来分
未払費用	・一定の契約に、継続して役務提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの
前受金	・基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの
前受収益	・一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの
賞与等引当金	・翌年度6月期賞与及び当該賞与に係る法定福利費のうち6分の4(翌期支給分のうち当期帰属分)
預り金	・歳計外現金の相手科目である契約保証金、源泉所得税等
その他	・リース債務のうち翌年度支払期限到来分
純資産合計	
固定資産等形成分	・固定資産(有形固定資産+無形固定資産+投資その他の資産)+基金(流動資産)+短期貸付金(流動資産)
余剰分(不足分)	・差額 ・純資産のうち、現金等の資産の形態で運用している部分

3. 純資産変動計算書

勘定科目	内 容
前年度末純資産残高	
純行政コスト(△)	・行政コスト計算書より
財源	
税収等	・税、地方交付税、税交付金、分担金及び負担金、繰入金
国県等補助金	・国庫支出金、県支出金
本年度差額	
固定資産等の変動(内部変動)	
有形固定資産等の増加	・有形・無形固定資産の増加、減少(資産評価差額、無償所管換等による増減を除く)による純資産の運用形態の変動額
有形固定資産等の減少	〃
貸付金・基金等の増加	・貸付金・基金等の増加、減少(資産評価差額、無償所管換等による増減を除く)による純資産の運用形態の変動額
貸付金・基金等の減少	〃
資産評価差額	・資産の評価統による純資産の変動額
無償所管換等	・資産の受贈等による純資産の変動額
その他	・上記以外による純資産の変動額
本年度純資産変動額	
本年度末純資産残高	